

教科書P30～31を見ながらやってみよう！！

裁判所の働き

(**裁判所**)・・・争いや犯罪、事故が起きたとき、法律にもとづいて問題を解決し、国民の権利を守る仕事をしている。

国民は、だれでも (**裁判を受ける**) 権利をもっている。また、判決の内容に不服がある場合は、3回まで裁判を受けられる制度がある。

(**裁判員制度**)・・・国民が裁判員として裁判に参加する制度。

裁判所の働き

- 争いや事故、犯罪などが起こったときに、(**法律**)にもとづいて問題の解決を図ること。
- 人々の間に起きた争いなどについて、原告側と被告側に分かれて裁判を行い、判決を出す。
- 罪を犯した疑いがある人が有罪か無罪かの裁判を行い、判決を出す。
- (**法律**) が憲法に違反していないかを調べる。
- (**政治**) が憲法に違反していないかを調べる。

(**国会**)・(**内閣**)・(**裁判所**)は国の重要な役割を分担しており、そのしくみを(**三権分立**)という。